

福知山市から転出された人の 軽自動車・バイク・農耕車等の住所変更について



軽自動車税（種別割）は、定置場の市町村で課税されますので、転出された場合は、登録の住所変更・標識変更等の手続きが必要です。（地方税法第443条、福知山市税条例第49条2項及び同条第3項）

	事 項	手続き・お問合せ先
福知山市ナンバーの変更手続き	・転出先の市区町村で使用	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市区町村で標識の取替えをしてください。 ※変更手続は各市区町村で異なりますので、お住まいの市区町村へお尋ねください。
	・福知山市内にお住まいの人へ名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・福知山市役所税務課で名義変更の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類 ・標識(ナンバープレート)新しい標識に変更します。 ※引き続き同じ標識を使用される場合は、申し出てください。
	・福知山市外にお住まいの人へ名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・福知山市役所税務課で廃車の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 ・標識(ナンバープレート) ・届出者の本人確認書類 ・廃車証明書手数料300円（他市登録時に必要な書類） ※他市での登録手続は、各市区町村で異なりますので、登録される市区町村へお尋ねください。
	・スクラップ廃車等 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・福知山市役所税務課で廃車の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 ・標識(ナンバープレート) ・届出者の本人確認書類 <p>※1 次の場合は廃車受付出来ません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・故障しているが、修理すれば乗れる場合。 ・今は乗らないので倉庫等に置いておく場合。 </div>
京都ナンバー(二輪車・軽自動車)の変更手続き	<p>・市役所では、手続きができません。(下記での手続きをお願いします)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車(四輪、ボートトレーラー) お住まいの 軽自動車検査協会 へお問合せください。 軽自動車検査協会京都事務所 TEL050-3816-1844 (コールセンター) 京都市伏見区竹田向代町51-12 ●二輪車(軽二輪・二輪小型自動車) 排気量が125ccを超えるもの お住まいの 運輸支局 へお問合せください。 近畿運輸局京都運輸支局 TEL050-5540-2061 (テレカイト) 京都市伏見区竹田向代町37 <p>※行政書士や自動車販売・整備業者等で、手続き代行されています。(有料)</p>	

※1 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在**所有**されている人に課税され、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。

※2 届出者が所有者と同一住所**以外**は**委任状**が必要。
(本人記入の申請書の場合は不要)

〒620-8501
福知山市字内記13番地の1
福知山市役所 税務課 TEL:(0773)24-7024
受付時間(平日) 8:30~17:15